

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱

制 定 令和7年6月2日医地第72号（医療局長決裁）

最近改正 令和8年4月1日医地第1056号（医療局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、看護師等の人材確保・育成に関する研修を市内の医療機関が合同で実施する場合の費用に対し、補助金を交付することにより、市内医療機関等における看護師等の人材確保・育成を推進することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱で、看護師等とは、看護師、准看護師、保健師、助産師免許を保有するもの及び看護補助者とする。

2 この要綱で医療機関とは、病院、診療所、訪問看護ステーション及び看護師等が在籍する福祉施設とする。

3 この要綱で団体とは、2つ以上の市内医療機関の集まりで、1団体には1つ以上の病院が含まれるものとする。

4 この要綱で代表医療機関とは、団体を代表して手続きを行う病院のことをいう。

5 この要綱で参加医療機関とは、団体に参加する医療機関のうち、代表医療機関以外のことをいう。

6 この要綱で事業実施期間とは、事業の実施に必要な打合せその他の準備行為を開始した日から、事業に係る支払が全て完了した日又は事後の振り返り等の打合せが終了した日のいずれか遅い日までをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助の対象者は、前条第3項に掲げる団体とし、補助金の交付は代表医療機関に行うものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次項で掲げる補助対象事業を実施するために必要な経費とし、当該年度の間で履行されたことが確認できるものに限る。ただし、他の補助を受け実施する研修、当該医療機関の人材育成方針や研修計画等に恒常的に位置付けられる必須研修、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

2 補助対象事業は以下のとおりとする。

- (1) 団体が行う、看護師等の確保を目的とした研修
 - (2) 団体が行う、現任の看護師等の人材育成を目的とした研修
- 3 1団体あたり、200,000円を上限として補助する。
- 4 補助対象とする経費は次の各号で掲げるものをいう。
- (1) 広報、広告費
 - (2) 当該研修で使用する医薬材料費
 - (3) 医療機関が外部に依頼した講師等に対する謝金
 - (4) 実技研修で使用する備品費
 - (5) 研修に参加する潜在看護師の子の一時保育にかかる経費
 - (6) 参加者の損害保険料にかかる経費
 - (7) 事務費
 - (8) その他市長が適切と認めたもの
- 5 前4項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、対象外とする。
- 6 参加者を募ったにもかかわらず、申し込みがなかった場合は、第4条第4項第1号のみ補助対象とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金規則第5条第1項及び第14条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書及び補助金実績報告書の提出期日は、事業実施期間の最終日から起算して20日以内とする。ただし、原則として、事業実施年度の3月10日までを限度とする。

2 補助金規則第5条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする代表医療機関が提出する書類は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式の1)、事業計画書兼報告書(第1号様式の2)、事業収支報告書(第1号様式の3)及び参加同意書(第1号様式の4)とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助対象事業等に係るすべての領収書等とする。また、各参加医療機関へ振込等による支払いを行った場合は、それを証する書類を添付するものとする。

4 補助金規則第5条第3項及び第14条第4項の規定により、市長が補助金交付申請書及び補助金実績報告書への記載又は添付を省略させることが出来る事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号並びに第14条第1項3号に規定する書類とする。

(交付決定及び補助金額の確定通知)

第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は横浜市医療機関合同研修サポート補助金不交付決定通知書(第2号様式)により行うも

のとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知及び第15条の規定による補助金額確定通知は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 前2項の通知は、代表医療機関にのみ行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の請求）

第8条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書（第4号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第9条 代表医療機関は、補助金規則第20条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、返還を命じられた日から起算して10日以内に返還しなければならない。

（関係書類の保存期間）

第10条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱

(赤字改正点)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱 制 定 令和7年6月2日医地第72号(医療局長決裁)</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、<u>看護師の資格を保有しているが就業していない看護師(以下、「潜在看護師」という。)</u>の市内における復職に向けた研修、施設見学会や、<u>現任の</u>看護師の人材育成研修を市内の医療機関が合同で実施する場合の費用に対し、補助金を交付することにより、市内医療機関等における看護師の人材確保・育成に<u>寄与する取組</u>を推進することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要綱で、看護師とは、看護師、准看護師、保健師<u>及び</u>助産師免許を保有するものを<u>いう。</u></p> <p>2 この要綱で医療機関とは、病院、診療所、訪問看護ステーション及び看護師が在籍する福祉施設とする。</p> <p>3 この要綱で団体とは、2つ以上の市内医療機関の集まりで、1団体には1つ以上の病院が含まれるものとする。</p> <p>4 この要綱で代表医療機関とは、団体を代表して手続きを行う病院のことをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(補助対象者) 第3条 この要綱における補助の対象者は、前条第3項に掲げる団体とし、補助金の交付は<u>団体</u>に行うものとする。</p> <p>(補助対象経費) 第4条 補助の対象となる経費は、次項で掲げる補助対象事業を実施するために必要な経費とし、当該年度の間で履行されたことが確認できるものに限る。ただし、他の補助を受け実施する研修<u>及び</u>、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。</p> <p>2 補助対象事業は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 団体が行う、<u>潜在看護師の復職に向けた実技研修</u></p> <p><u>(2) (1)と合わせ実施する施設見学会</u></p> <p><u>(3) 団体が行う、現任の看護師の人材育成を目的とした研修</u></p> <p>第4条3項～6項 省略</p>	<p style="text-align: center;">横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱 制 定 令和7年6月2日医地第72号(医療局長決裁) <u>最近改正 令和8年4月2日医地第1056号(医療局長決裁)</u></p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、看護師<u>等</u>の人材<u>確保・育成に関する</u>研修を市内の医療機関が合同で実施する場合の費用に対し、補助金を交付することにより、市内医療機関等における看護師<u>等</u>の人材確保・育成を推進することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要綱で、看護師<u>等</u>とは、看護師、准看護師、保健師、助産師免許を保有するものを<u>及び看護補助者とする。</u></p> <p>2 この要綱で医療機関とは、病院、診療所、訪問看護ステーション及び看護師<u>等</u>が在籍する福祉施設とする。</p> <p>3 この要綱で団体とは、2つ以上の市内医療機関の集まりで、1団体には1つ以上の病院が含まれるものとする。</p> <p>4 この要綱で代表医療機関とは、団体を代表して手続きを行う病院のことをいう。</p> <p><u>5 この要綱で参加医療機関とは、団体に参加する医療機関のうち、代表医療機関以外のことをいう。</u></p> <p><u>6 この要綱で事業実施期間とは、事業の実施に必要な打合せその他の準備行為を開始した日から、事業に係る支払が全て完了した日又は事後の振り返り等の打合せが終了した日のいずれか遅い日までをいう。</u></p> <p>(補助対象者) 第3条 この要綱における補助の対象者は、前条第3項に掲げる団体とし、補助金の交付は<u>代表医療機関</u>に行うものとする。</p> <p>(補助対象経費) 第4条 補助の対象となる経費は、次項で掲げる補助対象事業を実施するために必要な経費とし、当該年度の間で履行されたことが確認できるものに限る。ただし、他の補助を受け実施する研修、<u>当該医療機関の人材育成方針や研修計画等に恒常的に位置付けられる必須研修</u>、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。</p> <p>2 補助対象事業は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 団体が行う、<u>看護師等の確保を目的とした</u>研修</p> <p><u>(2) 団体が行う、現任の看護師等</u>の人材育成を目的とした研修</p> <p>第4条3項～6項 省略</p>

(交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、補助対象事業の開始前までとする。

ただし、やむをえない理由があるときは、その理由を付して申請期日後に申請することができる。

2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする代表医療機関が提出する書類は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書(第1号様式の1)、事業計画書(第1号様式の2)、事業収支予算書(第1号様式の3)及び参加同意書(第1号様式の4)とする。

(新設)

3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることが出来る事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は横浜市医療機関合同研修サポート補助金不交付決定通知書(第2号様式) にて行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

3 通知は代表医療機関にのみ交付するものとする。

第7条 省略

(申請内容の変更)

第8条 補助金規則第5条第1項第2号から第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、横浜市医療機関合同研修サポート補助金内容変更届出書(第4号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により、代表医療機関が市長への報告に用いる書類は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金実績報告書(第5号様式の1)、事業内容報告書(第5号様式の2)及び事業収支決算書(第5号様式の3)とする。

2 代表医療機関は、対象経費の領収書(写し可)もしくはその他の当該収支決算に係る支出を証する書類を添付することを必要とする。なお補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助対象事業等に係るすべての領収書等とする。また、各参加医療機関へ振込等による支払いを行った場合は、それを証する書類を添付するものとする。

3 実績報告は、補助対象事業終了後30日以内に行わなければならない。ただし、翌年度の4月

(交付申請 及び実績報告)

第5条 補助金規則第5条第1項 及び第14条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書 及び補助金実績報告書の提出期日は、事業実施期間の最終日から起算して20日以内とする。ただし、原則として、事業実施年度の3月10日までを限度とする。

2 補助金規則第5条第1項 及び第2項並びに第14条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする代表医療機関が提出する書類は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式の1)、事業計画書兼報告書(第1号様式の2)、事業収支報告書(第1号様式の3)及び参加同意書(第1号様式の4)とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助対象事業等に係るすべての領収書等とする。また、各参加医療機関へ振込等による支払いを行った場合は、それを証する書類を添付するものとする。

4 補助金規則第5条第3項 及び第14条第4項の規定により、市長が補助金交付申請書 及び補助金実績報告書への記載又は添付を省略させることが出来る事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号 及び第4号 並びに第14条第1項3号に規定する書類とする。

(交付決定 及び補助金額の確定通知)

第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は横浜市医療機関合同研修サポート補助金不交付決定通知書(第2号様式) により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知 及び第15条の規定による補助金額確定通知は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

3 前2項の通知は、代表医療機関にのみ 行うものとする。

第7条 省略

(削除)

(削除)

15日までを限度とする。

4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金確定通知書 (第6号様式) により行うものとする。

(新設)

(交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書 (第7号様式) により行わなければならない。

(補助金の返還)

第12条 代表医療機関は、補助金規則第20条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、返還を命じられた日から起算して10日以内に返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

(新設)

(削除)

(交付の請求)

第8条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書 (第4号様式) により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 代表医療機関は、補助金規則第20条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、返還を命じられた日から起算して10日以内に返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第10条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式の1（第5条第2項）

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所
医療機関名
代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書

上記補助金を受けたく、別添の書類を添えて申請いたします。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱を遵守します。

1 目的及び事業内容

2 経費の配分、使用方法及び算出根拠

3 事業実施期間

令和 年 月 日から 年 月 日まで

4 申請額

円

【担当者】

（医療機関名）
（担当者）
（連絡先）

第1号様式の1（第5条第2項）

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所
医療機関名
代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書 兼実績報告書

上記補助金を受けたく、別添の書類を添えて申請いたします。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱を遵守します。

1 目的及び事業内容

事業計画兼報告書（第1号様式の2）のとおり

2 交付申請額

¥ _____

3 事業実施期間 *着手から支出等完了まで

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業計画書兼報告書（第1号様式の2）
- (2) 事業収支報告書（第1号様式の3）
- (3) 参加同意書（第1号様式の4）
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書等）（写し可）

【担当者】

（医療機関名）
（担当者）
（連絡先）

第1号様式の2（第5条第2項）

事業計画書

(削除)

1 事業概要

1) 事業内容

2) 事業目的

3) 団体構成者

4) 事業対象者

5) 事業実施日・実施期間

2 事業詳細

1) 事業スケジュール

2) 事業運営体制

ア 事務担当

医療機関名		
担当者		
<u>イ 参加医療機関の体制について</u>		
連絡方法		
打合せ回数		
<u>ウ 受講環境</u>		
一時保育の有無		
<u>3) 募集方法</u>		
<u>4) 募集予定人数</u>		
<u>5) 広報計画</u>		
<u>6) 復職促進のために取り組む内容</u> ※潜在看護師の復職に向けた研修のみ		
<u>7) 事業評価方法</u>		

(新設)

第1号様式の2 (第5条第2項)

事業計画書兼報告書

1 事業概要

1) 事業内容

2) 事業目的

3) 団体構成者

4) 事業対象者

5) 事業実施期間

【事業着手日】 * 打合せ開始日、計画書作成日等

【事業実施日】 * 研修開催日(複数日程ある場合は全て記載)

【事業終了日】 * 事業の振り返りや全ての支出が完了した日のうち、最も遅い日付を記載。

2 事業実績

1) 参加者数

2) 参加者背景

性別

年代

参加動機

申込のきっかけとなった広報媒体

研修内容

4) 事業成果(復職実績) ※潜在看護師の復職に向けた研修を実施した場合のみ

5) 課題

6) 今後の展望

7) その他実績が記されている資料の添付

あり・なし

8) その他

事業収支予算書

1 収入

費目	適用	予算額
横浜市補助金	横浜市医療機関合同研修サポート補助金	
	小計	
参加機関負担金	参加機関負担金	
	小計	
収入合計		¥0

2 支出

費目	適用	予算額
広報・広告費		
	小計	
医薬材料費		
	小計	
外部講師等謝金		
	小計	
実技研修備品		
	小計	
一時保育費		
	小計	
参加者損害保険料		
	小計	
事務費		
	小計	
その他		
	小計	
支出合計		¥0

(新設)

第1号様式の3(第5条第2項)

事業収支報告書

1 収入

費目	適用	予算額	決算額	差額	備考欄
横浜市補助金	横浜市医療機関合同研修サポート補助金				
	小計(税抜き)				
参加機関負担金	参加機関負担金				
	小計(税抜き)				
収入合計		¥0	¥0	¥0	

2 支出

費目	適用	予算額	決算額	差額	備考欄
広報・広告費					
	小計(税抜き)				
事務費					
	小計(税抜き)				
医薬材料費					
	小計(税抜き)				
外部講師謝金					
	小計(税抜き)				
実技研修備品					
	小計(税抜き)				
一時保育費					
	小計(税抜き)				
参加者損害保険料					
	小計(税抜き)				
その他					
	小計(税抜き)				
支出合計(税抜き)		¥0	¥0	¥0	
収支差額		¥0	¥0	¥0	

※すべての項目において、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

第1号様式の4（第5条第2項）

令和 年 月 日

横浜市 長

参加同意書

当院は、令和 年 月 日～令和 年 月 日に予定している、横浜市医療機関合同
研修サポート補助金の交付を申請する事業（代表医療機関： ）に参加 いたします。

【住所】

【医療機関名】

【代表者名】

【担当者】

（部署名）

（氏名）

（連絡先）

第1号様式の4（第5条第2項）

令和 年 月 日

横浜市 長

参加同意書

当院は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金の交付を申請する事業（代表医療機
関： ）に参加 します。

【住所】

【医療機関名】

【代表者名】

【担当者】

（部署名）

（氏名）

（連絡先）

第2号様式（第6条第1項）

医地第 号
令和 年 月 日

【代表医療機関】

様

横浜市 長

横浜市医療機関合同研修サポート補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市医療機関合同研修サポート補助金について、
審査の結果、次の通り不交付となりましたので通知します。

- 1 交付申請額
- 2 不交付理由

第2号様式（第6条第1項）

医地第 号
令和 年 月 日

【代表医療機関】

様

横浜市 長

横浜市医療機関合同研修サポート補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市医療機関合同研修サポート補助金について、
審査の結果、次の通り不交付となりましたので通知します。

- 1 交付申請額
- 2 不交付理由

担当
電話番号
Eメール

第3号様式（第6条第2項）

医地第 号
令和 年 月 日

【代表医療機関】

様

横 浜 市 長

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありましたこの補助金につきましては、下記のとおり交付決定しましたので、通知いたします。

横浜市医療機関合同研修サポート補助金
円

なお、補助金額の確定後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第5条第1項第1号から第4号に掲げる事項並びに第5条第2項第1号、第3号及び第5号の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合や補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) この補助金は、事業計画書（第1号様式の2）に記載した事業のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (5) 事業終了後は、横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付要綱第9条に基づき、実績報告書及び領収書等を提出してください。
- (6) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求められます。
- (7) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

第3号様式（第6条第2項）

医地第 号
令和 年 月 日

【代表医療機関】

様

横 浜 市 長

横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市医療機関合同研修サポート補助金については、下記のとおり交付します。

1 補助金額 ￥ . ー

- (1) 補助の名称
横浜市医療機関合同研修サポート補助金
- (2) 交付方法
適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求められます。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

担当
電話番号
Eメール

第4号様式（第8条）

(削除)

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所

医療機関名

代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金事業内容変更届出書

令和 年 月 日付医地第 号にて、補助金の交付決定を受けた当該事業について、下記のとおり内容に変更があったため届け出いたします。

1 変更内容

2 変更時期

3 理由

【担当者】

(医療機関名)

(担当者)

(連絡先)

第5号様式の1（第9条第1項）

（削除）

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所

医療機関名

代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定されたこの補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助金の執行実績

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 補助金執行額 円

(3) 差額 円

2 添付書類

(1) 事業内容報告書（第5号様式の2）

(2) 事業収支決算書（第5号様式の3）

(3) 補助対象経費の領収書等（写し可）

【担当者】

（医療機関名）

（担当者）

（連絡先）

事業内容報告書

(削除)

1 事業概要

1) 事業内容

2) 事業目的

3) 団体構成者

4) 事業対象者

5) 事業実施日・実施期間

2 事業実績

1) 参加者数

2) 参加者背景

性別

年代

参加動機

申込のきっかけとなった広報媒体

研修内容

<u>4) 事業成果(復職実績)</u> ※潜在看護師の復職に向けた研修を実施した場合のみ	
<u>5) 課題</u>	
<u>6) 今後の展望</u>	
<u>7) その他実績が記されている資料の添付</u>	
<u>あり・なし</u>	
<u>8) その他</u>	

第5号様式の3(第9条第1項)

事業収支決算書

1 収入

費目	適用	予算額	決算額	差額
横浜市補助金	横浜市医療機関合同研修サポート補助金			
	小計			
参加機関負担金	参加機関負担金			
	小計			
収入合計		¥0	¥0	¥0

2 支出

費目	適用	予算額	決算額	差額
広報・広告費				
	小計			
事務費				
	小計			
医薬材料費				
	小計			
外部講師謝金				
	小計			
実技研修備品				
	小計			
一時保育費				
	小計			
参加者損害保険料				
	小計			
その他				
	小計			
支出合計		¥0	¥0	¥0
収支差額		¥0	¥0	¥0

(削除)

第6号様式（第10条）

（削除）

医地第 号
令和 年 月 日

【代表医療機関】

様

横浜市 長

横浜市医療機関合同研修サポート補助金確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市医療機関合同研修サポート補助金につきまして、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

横浜市医療機関合同研修サポート補助金確定額

円

第7号様式（第11条）

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所
医療機関名
代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書

年 月 日付医地第 号で補助金確定通知のありました、横浜市医療機関合同研修サポート補助金につきまして、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 _____ 円

2 口座情報

下記の口座にお振込みください。

フリガナ	
口座名義人氏名	
振込先金融機関等	銀行 支店
種目・口座番号	普通 ・ 当座 No.

※振込手数料については、負担をお願いいたします。

【担当者】

(医療機関名)
(担当者)
(連絡先)

第4号様式（第8条）

令和 年 月 日

横浜市 長

【代表医療機関】

住所
医療機関名
代表者名

横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書

年 月 日付医地第 号で補助金交付決定通知兼額確定通知のありました、横浜市医療機関合同研修サポート補助金につきまして、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 ¥ _____ . -

2 口座情報

下記の口座にお振込みください。

フリガナ	
口座名義人氏名	
振込先金融機関等	銀行 支店
種目・口座番号	普通 ・ 当座 No.

※振込手数料については、負担をお願いいたします。

【担当者】

(医療機関名)
(担当者)
(連絡先)